

議案第106号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(福岡市保健福祉審議会条例の一部改正)

第2条 福岡市保健福祉審議会条例(平成19年福岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第9条」を「第8条及び第9条第2項」に改める。

(福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

- (1) 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第55号)第47条第1項
- (2) 福岡市立心身障がい福祉センター条例(昭和54年福岡市条例第16号)第2条第8号
- (3) 福岡市立療育センター条例(平成14年福岡市条例第13号)第2条第5号
- (4) 福岡市立医療型児童発達支援センター条例(昭和48年福岡市条例第15号)第2条第3号

(5) 福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）第2条第3号
（福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例の一部改正）

第4条 福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例（平成20年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正）

第5条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

第2条第2項中「第22条の3」を「第20条」に改める。

（福岡市営住宅条例の一部改正）

第6条 福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の」を「第30条の」に改め、同項第2号カ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条から第5条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。